

陸別町人材確保対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、陸別町における町内事業所等が行う人材確保に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で陸別町人材確保対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、陸別町補助金等交付規則（昭和51年陸別町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者で、町税に滞納がない者とする。

- (1) 陸別町内に住所を有する個人事業主
- (2) 陸別町内に本社又は営業所（事業所）を有する法人で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定に該当する者、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びに陸別町農業協同組合及び陸別町森林組合
- (3) その他町長が特に認めた者

2 補助金の補助対象事業、事業内容、補助対象経費、補助率及び補助金限度額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、陸別町人材確保対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書又は金額の根拠が分かるもの
- (3) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第4条 町長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行うものとする。この場合において、町長は、必要に応じ申請者に対して申請内容等について説明を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付を適当と認めた場合は、陸別町人材確保対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第6条 補助対象者は、前条の補助金交付決定通知を受けた後、補助対象事業の内容変更、遅延、中止等の状況になった場合には、速やかに陸別町人材確保対策支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、陸別町人材確保対策支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業内容や実施状況を確認できる書類等
- (2) 補助対象事業に係る請求書及び領収書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、当該申請書等の書類の審査により、適正と認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、陸別町人材確保対策支援事業補助金額の確定通知(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助対象者に偽りその他不正な行為があることが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率及び補助金限度額
(1) 企業説明会、就職相談会への出展 (2) 求人広告の掲載 (3) 有料職業紹介制度の活用	(1) 出展料、借上げ料、参加負担金など(旅費にかかる費用は対象外とする。) (2) 設営費(展示装飾、	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内(補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるも

<p>(4) 外国人材の活用 (5) その他人材確保に必要な取組</p>	<p>機器、設営に要する経費) (3) 広告料、印刷製本費 (4) 人材紹介手数料 (5) 特定技能外国人の採用にかかる費用 (6) 上記以外で町長が特に必要と認める費用</p>	<p>のとする。) (2) 補助金限度額 300千円</p>
--	---	------------------------------------